

<大学院経済学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

本研究科及び各専攻が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に従って審査する。

1.1 修士論文

1.1.1 審査体制

論文審査に当たる審査委員会を本研究科委員会が設置する。審査委員会は、本研究科教授2名を含む3名以上の教授、准教授又は専任講師をもって組織し、主査1名、副査2名以上を置くものとする。主査及び副査となれる者は次のとおりとする。なお、本研究科委員会の議を経て、審査のために必要があると認めるときは、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

- ・主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの修士論文の審査全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べることができる者とする。

1.1.2 審査の方法

学位申請者は、以下の論文評価の各項目について、主査と副査による査読、および口頭試問を受ける。評価項目の中から、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目を定めて評価を行うものとする。なお、当該論文の特性を反映した評価項目を追加することができる。

上記の審査委員会による審査をふまえ、本研究科委員会が学位審査を最終決定する。

1.1.3 評価項目及び基準

修士論文の評価は、以下の項目の基準によっておこなわれる。

- ・独創性 内容に独創性があるか
- ・継承性 先行研究を十分に渉猟し、先行研究に対する位置づけが明確であるか
- ・実証性 確かな典拠・データに基づいて議論が展開されているか
- ・論理性 議論が論理的に展開されているか
- ・明確性 明快かつ適切な表現で書かれているか

1.1.4 学位論文が満たすべき水準

上記の審査項目を総合的に評価し、全てを満たすと審査委員会が判断し、研究科委員会の議を経て認められた場合、修士論文として合格とする。

1.2 修士課程における特定の課題についての研究

大学院経済学専攻「応用経済コース」「経済制度・事例分析コース」、経営学専攻「ビジネスコース」の前期課程にあつては、これらに所属する学生は、本研究科委員会の議を経て、研究科長が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の提出（以下、「課題研究レポート」とする）をもって修士論文の提出に代えることができる。

提出された課題研究レポートの審査は、課題研究審査委員会によって審査される。課題研究審査委員会は、副研究科長2名と教務委員3名から選出された委員および指導教員により構成され、指導教員が主査となり、教務委員長が代表となる。

課題研究レポートの評価は、修士論文と同様、以下の項目の基準によっておこなわれる。評価項目の中から、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目を定めて評価を行う。なお、当該の特性を反映した評価項目を追加することができる。

- ・ 独創性 内容に独創性があるか
- ・ 継承性 先行研究を十分に渉猟し、先行研究に対する位置づけが明確であるか
- ・ 実証性 確かな典拠・データに基づいて議論が展開されているか
- ・ 論理性 議論が論理的に展開されているか
- ・ 明確性 明快かつ適切な表現で書かれているか

課題研究レポートにおいては、とくに継承性と論理性、明確性においては修士論文と同等の水準を審査基準として設定する。独創性については、研究課題や問題設定に独自のものがみられるか、実証性については典拠・データの質的な確実性について、それぞれ修士論文に準じる水準を審査基準として設定する。

上記の審査項目を総合的に評価し、課題研究レポートに求められる水準の観点から全てを満たすと審査委員会が判断し、研究科委員会の議を経て認められた場合、特定の課題についての研究の成果として合格とする。

2. 博士論文

2.1 審査体制

学位論文の審査は、本研究科委員会において委嘱する教授 2 名を含む 3 名以上の教授、准教授又は専任講師をもって構成する審査委員会が行い、その報告を受け、本研究科委員会において合否を審議し、議決する。なお、学位論文の審査に当たって必要があるときは、本研究科委員会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

・主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの博士論文の審査全てが円滑に進むよう統括できる者とする。

・副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べる者とする。

2.2 審査の方法

学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を実施する。また、学位申請者は、以下の論文評価の各項目について、主査と副査による査読、及び口頭試問を受ける。評価項目の中から、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目を定めて評価を行う。なお、当該の特性を反映した評価項目を追加することができる。

博士号取得候補者が博士請求論文、論文目録、論文の内容の要旨、研究業績一覧等、学位審査に必要となる書類を提出した場合、研究科委員会は審査委員会を発足させる。学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する「博士号候補者公開研究業績報告会」において研究報告を研究科長名で学内に公示の上で行う。この「博士号候補者公開研究業績報告会」での議論は、審査委員会の裁量により、博士論文審査の口頭による最終試験として活用される。博士学位論文は、審査委員会が開催する学位論文審査ならびに最終試験において、専攻分野における高度な学術価値を有すると判断されなければならない。

審査委員会は、以上の審査を経て、最終試験の審査結果を研究科委員会に報告する。これを受け、本研究科委員会が合否について審議し、議決する。

2.3 評価項目及び基準

博士の学位を受ける者は、独立した研究者、またはその他の高度に専門的な職業に従事することのできる者として、専攻分野における最先端の知識を十分に有していなければならない。

論文審査は、以下の各項目を総合的に評価して行う。

- ・独創性 内容に独創性があるか
- ・継承性 先行研究を十分に渉猟し、先行研究に対する位置づけが明確であるか
- ・実証性 確かな典拠・データに基づいて議論が展開されているか
- ・論理性 議論が論理的に展開されているか
- ・明確性 明快かつ適切な表現で書かれているか

2.4 学位論文が満たすべき水準

上記の審査項目を総合的に評価し、全てを満たすと審査委員会が判断し、研究科委員会の議を経て認められた場合、博士論文として合格とする。